

～初診時・再診時選定療養費改定のご案内～

令和 2 年度の診療報酬改定に伴い、厚生労働省の指導により、初診時に紹介状をお持ちにならず受診される場合に、患者様に診療費とは別にご負担いただいている、国が定める料金（初診時選定療養費）が4月 1 日から変更となる予定です。また、同様に再診時にもご負担いただくこととなります。

初診時・再診時選定療養費とは、「初期の治療は地域の医院やかかりつけ医で、高度・専門医療は 200 床以上の病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的として厚生労働省により制定された制度です。

紹介状をお持ちにならず受診される場合、自費でお支払い頂くことが義務づけられています。

ご理解ご協力をお願いいたします。

○現行制度の初診時選定療養費と再診時選定療養費は以下のとおりです。

	対 象	金額（税別）
初診時 選定療養費	他の医療機関からの紹介状をお持ちでなく、当院を初診で受診される場合	5,000 円
再診時 選定療養費	病状が安定し他の医療機関へご紹介させていただいた後、紹介状をお持ちにならずに再度当院の受診を希望された場合	2,500 円

※厚生労働省の方針により、開始時期、金額等は変更となる場合があります。